£ 四三

語

欧州原子力共同体 欧州石炭鉄鋼共同体 欧州経済共同体

序

EEC条約における黙示的条約締結権限法理及び共通通商 政策規定のECSC条約及び Euratom 条約への適用可能性

西 谷

元

論

序

傾向 仺 法裁判所が下した判断は黙示的条約締結権限に限られるにもかかわらず、あたかもEECの権限全体に適用される黙 に基づく共同体条約締結権限がEECに認められている。ところで、欧州共同体における黙示的権限法理を論じる場 示的権限法理が存在するかのごとく議論される。 欧州共同体におい しばしばEEC条約における黙示的権限法理をもって、欧州三共同体全体の黙示的権限法理と論じまた判断する がある。 さらに、共同体司法裁判所判例の検討を通じてEEC条約における黙示的権限を論じる場合、 ては、 条約上の明示的条約締結権限とは別に、 本稿の目的は、 欧州共同体の条約締結権限の範囲を確定するため、 共同体司法裁判所判例によって、 黙示的権限法理 共同体司

Α

法人格規定

広島法学 各共同体条約における明示的条約締結権限規定の検討を通じて、EEC条約において発達した黙示的条約締結権限法 三では欧州原子力共同体における条約締結権限を検討する。 ことにある。一では欧州経済共同体における条約締結権限を、二では欧州石炭鉄鋼共同体における条約締結権権限を、 理のECSC条約及び Euratom 条約への適用可能性、 一一三条における条約締結権限がいかなる限度までECSC条約及び Euratom 条約産品に適用され得るかを論じる 欧州経済共同体 並びにEEC条約の共通通商政策規定すなわちEEC条約第

法人格概念を共同体の具体的、 司法裁判所は、 体の国際法人格を「国際社会において代表する能力」と定義し、またより具体的には、E.R.T.A ・ Case にお 明確にするにあたっては直接貢献するものではない。共同体司法裁判所は Flaminio Costa v ENEL において、 るとともに、国際法上の法人格をも認めることを意図するものであるが、この規定は共同体の条約締結権限の範囲を 「対外関係において……共同体が非加盟国と合意を締結する能力を有することを意味する」と判示している。 共同体の法人格についてはEEC条約第二一〇条において規定され、当該規定は、 この法人格概念より権限を直接導き出すことをせず、 個別的権限と分離した後、特定の権限が認められるか否かを共同体の明示的権限及び 国際法人格を権限を有する能力ととらえて国際 加盟国国内法上の法人格を与え 共同体 V 共同 て、

共通規則を検討することにより明かにしている。(5)

(西谷)

В

明示的条約締結権限

(1)

関税協定及び通商協定

協力するための国際協定(第二二九条—第二三一条)並びに連合協定(第二三八条) EECは、 条約上、 関税協定及び通商協定(第一一三条--第一一四条、 過渡期間に関して第一一一条)、 を締結する明示的権限を有する。 他の国際機構と

則に基づくものとする」(同条第一項)とし、「第三国との協定が交渉を必要するときは、委員会は理事会に勧告を行い、 第一一三条は、「過渡期間の終了後、 共通通商政策は、特に……関税協定及び通商協定の締結……に関して一律の原

理事会は委員会が必要な交渉を開始することを許可する」(同条第三項前段)と規定している。

さらに、「委員会は、

理

EEC 黙示的権限法理・共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 事会がこの任務に関し委員会を補佐するために任命した特別評議会と協議して、理事会が与える命令の範囲内で交渉 を行う」(同条第三項後段)と規定する。 四条)。 理事会は特定多数決によってこのような条約を共同体のために締結する(第一

び義務、 共同の行動並びに特別の手続を含む連合を設立する協定を締結することができる」と規定する。これらの連

合協定は、 理事会により、 欧州議会の構成員の絶対多数決による承認を受けた後、全会一致で締結される。

(3)

国際機構との協定

(2)

連合協定

第二三八条は、

共同体の連合協定締結権限を定め、「共同体は、

第三国、

国家連合又は国際機構と、

相互的な権利及

TT及び国際機構一般との有益な関係の維持につき、第二三〇条は欧州審議会との有益な協力関係の確立そして第二 第二二九条―第二三一条は、 EECと他の国際機構との協力について定める。第二二九条は国連、 専門機関、 G A

19 三一条は経済開発協力機構との密接な協力関係につき規定する。これらの規定に基づくEECの活動は、公文書の送

付、口頭での合意、

(1992)

広島法学

えられていない。

(4)

第二二八条

及び委員会も意見の一致をみている。

第二二八条を権限規定ととらえた場合、

結に際しての共同体機関間の権限関係を規定する手続一般規定と解釈する。また、この点に関しては、

共同体理事会

との限定及び同条と Euratom 条約第一○一条との比較により、EECの条約締結権限は、

同条における「本条約の規定が……協定の締結を規定している場合には」

第一一一条、

第一一三条

を認めるとの考え方も存在するが、通説及び共同体司法裁判所判例は、第二二八条を権限規定とはとらえず、条約締(エ)

手続規定ではなく、共同体条約締結権限の一般規定ととらえ、第二二八条に準拠する条約締結権限

第二二八条を、

権限に従うことを条件として、この協定は、理事会により、本条約に定める場合には総会と協議した後、締結される」 の締結を規定している場合には、この協定の交渉は委員会によって行われる。この分野において委員会に与えられた

EEC条約第二二八条第一項前段は、「本条約の規定が、共同体と一若しくは二以上の国又は国際機構との間の協定

16巻2号

ところで、第二二九条―第二三一条に基づく協定は、

例もある。

多数の国際機構と協定を締結しており、それらは共同体委員会により締結されたものが大部分であるが、総会による 又は合同委員会の設立のようなより制度化した形態のものまである。EECは、第二二九条—第二三一条に基づいて、

相互の機関における同様の宣言の採択等の非公式のものから、オブザーバーの交換、

連絡事務所

委員会は、第一一一条、第一一三条及び第二三八条におけるような実体的な条約を締結する権限を有するものとは考

一般に主として技術的又は行政的性格を有するものであり、

規定と解釈したが故に、 及び第二三八条等の明示的授権に基づくものに限られるとの立論も可能であった。 同条における限定にもかかわらず、後述する黙示的条約締結権限がEEC条約において認め しかしながら、 第二二八条を手続

С 共同体司法裁判所は、 黙示的条約締結権限に関する判例 第一一一条、第一一三条、第二三八条及び第二二九条―第二三一条に基づく明示的共同体条

の黙示的条約締結権限を認めて、次のように判示した。 において、 約締結権限とは別に、判例によってEECの黙示的条約締結権限を認めてきた。共同体司法裁判所は、 明示的内部権限であるEEC条約第七五条及び共通規則である理事会規則 543/69 を根拠として、EEC E.R. T.A. Case

EEC 黙示的権限法理・共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 に関しては、 とられた共同体各機関の行為からもまた同様に認められることが可能である。……したがって、各条約規定遂行 国際協定を締結する権限は……条約明示の根拠からのみならず、 共同体内部権限体系は対外関係の体系と分離することはできない。(ミゥ) 共同体司法裁判所は、具体的共同体共通規則の存在する分野において、 条約上の他の規定及びそれらの規定の枠内で

示的条約締結権限をEECに認め、続く Cornelis Kramer Cases 及び Opinion 1/76 Kramer Cases では明かにされなかった、 権限法理に基づいてEECの条約締結権限を認めた。さらには Opinion 1/76 においては、E.R.T.A. Case 及び Cornelis このように、 E.R.T.A. Case において、 具体的共通規則が存在しない場合における、 共同体内部権限と黙示的条約 においても、 黙示的条約締結 黙

共同体司法裁判所は、 黙示的条約締結権限の根拠につき、 E.R.T.A. Case 及び Cornelis Kramer Cases と同様の

立場をとることを明かにするとともに、

締結権限の対応関係につい

て明かにした。

規定の不存在にもかかわらず、その目的達成のため国際協定を締結する権限を常に有している。 共同体法が共同体機関に特定の目的達成のための権限を内部的に認めている場合、共同体は、 その趣旨の明示

同体の目的の一つを達成するために必要である場合、 共同体内部手段が行使されるとしても、 がら、このことはそのような場合にのみあてはまるものではない。国際協定が締結され効力を発した場合にのみ このことは、 共通政策実現手段の採択のため内部権限が既に用いられている場合に特にあてはまる。 ……当該事件におけるがごとく、共同体が国際協定に参加することが共 しか

しな

第三国との関係において共同体を拘束する権限は、

と判示し、共通規則制定権限と黙示的条約締結権限の対応関係を明かにした。 限を認めている条約規定より黙示的に認められる(型)

したがって、EECは、 明示的にEEC条約において認められた条約締結権限の他に、共同体司法裁判所判例に

共同体の目的達成のため内部権限より導びかれる条約締結権限を有する。

D 条約締結権限の排他性

づいて、

(1)明示的権限

所は、 結権限に含まれると判示するとともに、 て規定される加盟国によって与えられる輸出援助にのみ関連するのか、又は共通通商政策の一部としての輸出政策の 端を為すものかが問われた。 Opinion 1/75においては、 以下の二つを挙げた。 問題となった OECD Understanding on a Local Cost Standard が、 共同体司法裁判所は、 共同体権限の排他性が存在すると判示した。その根拠として共同体司法裁判 当該事件において問題となった条約は、 共同体の明示的 第一一二条にお ?条約締

共同体裁判所はまず第一に、 共同体法の統一 的適用の要請故、 共同体の明示的権限に排他性が認められるとし、 以

共同体司法裁判所は、

明示的権限の場合と同様に、

(2)

黙示的権限

おける競合的権限 (concurrent powers) の存在を認めることは、 理由として、共同体条約における共通通商政策は共同体の共通利益の保護のために適用されるのであり、 国籍を有していようとも 市場における加盟国の企業間の競争を阻害する。このような障害の排除は、共同体における企業 ――に対して与えられる信用の基準の厳格な統一という手段によってのみなし得る。第二の 共同体共通利益の効率的な保護を危険に陥いらせる可 ― それがいかなる 加盟国側に

下のように判示した。

加盟国によるいかなる一方的行為も、

輸出信用の認定基準における不均衡を生じせしめ、

共同体が当該条約を締結する排他的権限を有していることに何ら疑いは存在しないと結論付けた。 このようにして、共同体裁判所は、 当該条約において予定されている財政負担が共同体自体によりなされる場合(窓)

能性を生じせしめることが挙げられた。

EC条約第五条、 いる。 共同体司法裁判所は、 第七四条及び第七五条並びに理事会規則 543/69 採択を理由として、 E.R.T.A. Case 以ねる て、 共同体対内的立法が既に採択されている場合について判断 黙示的権限に関しても共同体の条約締結権限の排他性を認めて 共同体の黙示的条約締結権限 Ε

の排他性を認め以下のように判示した。

と締結する権利を有しない。 法を定めた場合、 条約において定められた共通政策を実施する目的で、 個別的又は集団的を問わず、加盟国はもはやそれら対内的立法に影響を与える義務を非加盟国 このような対内的立法が効力を発した場合、 共同体が、 それがいかなる形態をとろうとも、 共同体のみが、 共同体制度適用の全分 対内的立

野に影響する非加盟国との契約義務を負いまた遂行する地位にある(3)

E

混合協定手続

広島法学

16巻2号

枠組外で執られたいかなる行為も、 共同体裁判所は、このような結論を、Commission v Ireland においてより強い表現で確認し、「共同体により採択 共同体市場の統一および共同体法の統一的適用と相容れないことが挙げられた。

明示的条約締結権限の場合と同様に、

共同体機関の

(1992)このような黙示的条約締結権限の排他性の存在する理由として、

された規則は、 加盟国により採択された矛盾する規則を排除する」と判示している。(※)

双方の代表を一方の当事者とし、第三国の代表を他方の当事者として締結される条約の一般的名称である。 EECの締結する条約の排他性との関連で、 混合協定手続が問題となる。 混合協定とは、 共同体及び共同体加盟

後効力を発する。 終的に妥結すると、 このような混合協定は、 共同体加盟各国の代表並びに共同体理事会及び委員会の代表が、条約の一方の当事者として署名 共同体加盟各国の国内法手続に従い批准され、 かつ共同体理事会決定又は規則の採択 交渉が最

は混合協定手続により多数の重要条約を締結している。 Euratom 条約におけるのとは異なり、 EEC条約においては混合協定手続に関し何ら規定は存在しないが、 EEC

第二三四条第二項の規定により、 とを認めた。 るためという限られた範囲内において、 共同体司法裁判所は、 共同体司法裁判所は、 Opinion 1/76 において、 共同体条約締結権限の排他性との関係について、先行条約の規定及びEEC条約 混合協定手続に基づいて、 共同体加盟六カ国が締約国である先行条約における問題を解決す 共同体加盟国がEECとともに条約を締結するこ

続により、 共同体とともに共同体加盟六カ国が、 当該協定に規定された計画遂行に関し、[先行条約の]特定の規定より生じる問題は解決される。これ 当該協定を締結することが、 説明されかつ正当化される。

ら加盟 られるのではない(38) 玉 |の当該協定への参加は、 この目的のためにのみ認められるのであり、 他の目的の達成のため必要と考え

(西谷) た(1) 約はEEC条約に違反しないと判示した。 と判示した。 約の規定如何によっては、 のであり、 共同体加盟国六カ国による条約への参加は共同体の条約締結権限を侵犯するものではなく、 そして、当該条約の加盟国への適用は、 共同体及び共通政策概念が内包する要件に反する結果を生じる可能性があるとも述べられ 加盟国の条約交渉への参加は、 第二二八条第二項に基づき、 上述の理由により正当化されるが、 共同体による条約締結より生じる それ故当該条 当該条

EEC 黙示的権限法理・共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 一三条に基づいて確認した後、 また、Opinion 1/78 において、共同体司法裁判所は、共通通商政策に含まれる条約を締結する共同体権限を第 加盟国の当該条約への参加を認めることにより、 EEC条約における混合協定手続を

裁判所意見が請求された段階において、

当該条約における緩衝在庫に対する財政支

承認した。共同体司法裁判所は、

出を、 共同体の排他的権限は認められず、 すでに検討したごとく、 加盟 国あるい は共同体のいずれが負担するかが決定されていなかったことを理由として、 EECの条約締結権限の排他性は、 当該条約は共同体と加盟国双方により締結されるべきであると判示した。 明示的権限においても又黙示的権限においても 前者が負担する場合 認めら

れてい

るが、

EEC条約締結権限の排他性に直接影響を与えるものではなく、

EECの条約締結権限が存在しない分野を含む条約

確かに混合協定手続自体は

理論上

混合協定はこのような排他性を空洞化させる可能性を有している。

あり、 を E E C が またそれ故にEECの条約締結権限排他性理論とはその適用の局面を異にするものである。 加盟国と合同して締結することを可能とするという点において、EECの条約締結権限を補完するも しかしなが 共

同体司法裁判所の Opinion 1/76 における判示に見られるとおり、 その適用如何、 即ちEECの条約締結権限を限定

広島法学 Cの排他的条約締結権限を限定するという事例も存在する。

るように、 の明示的条約締結権限及び黙示的条約締結権限の適用を限定することを可能とする。 実際に Opinion 1/78 に見られ 財政支出を共同体に負担させることが可能であったにもかかわらず、 加盟国が負担することにより、 ΕE

的に解釈することにより又EEC締結条約の対象事項をEEC条約締結権限より広範に設定することにより、

共同体

欧州石炭鉄鋼共同体

法人格規定

て、ECSCの黙示的条約締結権限を演繹する説も存在するが、通説及び共同体司法裁判所判例は―EECの法人格(※) の機能を遂行し、目的を達成するのに必要な法的能力を有する」と規定する。このような国際法人格規定を根拠としの機能を遂行し、目的を達成するのに必要な法的能力を有する」と規定する。このような国際法人格規定を根拠とし に関してではあるが一否定的である。 ECSC条約第六条は、 共同体の法人格について「共同体は、法人格を有する。国際関係において、共同体は、そ

В 明示的条約締結権限

まず第一に、ECSCが条約上明示の条約締結権限を有するか否かが問題となる。

(1)一般的条約

第三国に対する関税の上限及び下限を定める権限を有している。共同体委員会は、 輸出入ライセンスの執行及び検証を監督する権限を、また第七四条のもとで一定の保護措置をとる権限を有している。 ECSC条約は、対外関係に係わる一定の権限を共同体機関に与えている。共同体理事会は、第七二条のもとで、 第七三条のもとで、 加盟国による

かしながら、ECSC条約第七一条第一項は、「共同体加盟国政府の通商政策に関する権限は、

響されない」と規定し、通商政策の領域におけるECSCの条約締結権限を否定する。 当該条約により影

ECSC条約第八五条に基づく、共同市場への移行に関する Convention containing the

Transitiona

共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 (西谷) ことを意味するにすぎないと考えられていた。さらに、 規定は、 えられ難い。 ものであり、 的権限を前提とはしておらず、 Provisions 1951 第一条第三項b⑵は、特定の目的のため第三国と交渉を行う権限を最高機関に認める。 第一○条及び第一四条にみられる。 これらの規定は、明示的権限規定が存在し、手続に関し規定が存在しない場合、 過渡期間の終了した現在において、上記の規定がECSCの条約締結権限規定として適用されるとは考 加盟国が共同して第三国と条約を締結するに際し、 しかしながら、これらの規定は、 当該条約規定は、特定期間における最高機関の権限を定める 国際機構としてのECSC独自の対外 その交渉を最高機関が担うという 条約交渉は最高機関に また、 同様の

との適切な関係の維持に関し規定する。 ECSC条約第九三条及び第九四条は、 ECSC条約第九三条及び第九四条は、 EEC条約第二二九条-第二三一条におけるのと同様に、 条約締結に関して何ら直接規定しな 特定の国際機

よってなされ得るとの手続規定を黙示するに留まると考えられるべきであろう。

(2)

国際機構との協定

Oとの間に協定を締結している。 二二九条―第二三一条におけるのと同様、 しかしながら、 技術的又は行政的性格を有するものに限られ、 ECSC条約第九三条及び第九四条における協定は、 共同体は、 第九三条及び第 EEC条約第

EEC条約第二二九条—第二三一条におけるのと同様に認められると考えられる。

実際に、 ECSCは、

I L

いが、

EEC 黙示的権限法理 九四条を根拠として、 実体的な条約を締結する権限を有していないと考えられる。

黙示的権限に関する判例

共同体司法裁判所は、条約締結権限に関するものではないが、判例において黙示的権限をECSC条約上認めている。 おけるがごとく、対内的権限を根拠とする黙示的条約締結権限がECSC条約においても認められるかが問題となる。 以上のように、ECSC条約においては明示的条約締結権限が存在しないと考えられるのであるが、EEC条約に

広島法学 16巻2号 (1992) -(1)Fédéchar Case

得ないと規定する。最高機関は、決定 22/55 により、ベルギー産石炭売渡価格を定めたが、原告の全ベルギー製鉄所 業を合理化することを目的としており、同条第⑷項は、その目的のための価格表は最高機関の同意なくして変更され containing the Transitional Provisions 1951 第二六条は、過渡期間において、非効率的なベルギー石炭及び鉄鋼産 場合、産品の最高及び最低価格を定める権限を有するが、特定の価格を設定する権限は有していない。また Convention 高機関は、ECSC条約第六一条に基づいて、同条約第三条、特に⑹以下に定められた目的の達成のため必要である Fédéchar Case こおいて、 共同体司法裁判所は、ECSC条約における黙示的権限に関し初めて判断を下した。最

ECSCの黙示的権限を認めた。 containing the Transitional Provisions 1951 第二六条の拡大解釈を否定した。しかしながら、次のように判示して、 共同体司法裁判所は、ECSC条約第六一条における権限がこのような状況に適用されないと判示した後に、Convention

協会は、

同決定のECSC条約における適法性を争った。

ている、国際条約又は法により確立された規範は、それなくしては当該規範が意味をなさないか、又は論理的及 承認を否定すると主張する。 ……価格決定の明示規定が条約において存在しないという事実は、……解釈によるこのような権限の 当裁判所は、 ……国内法におけるのと同様に、 国際法においても一般的に認められ

原告は、

接的手段より要求されるものであると判示された。

第五九条に規定される生産割当のような直

び効果的な適用をし得ないような規範を黙示的に含むという解釈原則を適用することが可能であると考える。(図)

関は、条約に定められた目的を達成するために必要な実行手段に関し、一定の自律性を有するとも判示された。第 このようなアプローチは、 ECSC条約第八条に規定される最高機関の条約目的達成義務に対応し、最高機

(2)Belges Case

めに妥当なものであると判示した。最高機関による間接的手段の採用は、(53) 費量を超える消費に対する課懲金という間接的手段をECSCが用いることが可能であるかが争われた。 協定が問題となったが、具体的には、スクラップ市場の安定を図るための補償計画という直接的手段の他に、 のであった。 裁判所は、問題となった間接的手段は、条約第二条-第五条の目的にそっており、また第五三条の目的を達成するた この事件において、ECSC条約第三条及び第六五条の目的を達成するために締結される第五三条Dにおける財政 Belges Case において、共同体司法裁判所は、 黙示的権限を認めたが、それはより微妙なアプローチを援用したも 共同体司法 基準消

当該直接介入手段を避け得ることを理由として、 このように、共同体司法裁判所は、条約の目的達成の範囲内において、共同市場への直接介入する権限に基づい 間接的介入手段を黙示的に認めた。Belges Case における黙示的権 て、

限は、 階層的区分原則に基づくものであったともいえる。 (ミン) ECSC条約上明示の権限を根拠とするとともに、ECSC条約体系全体に認められる共同体市場介入手段の

Mannesman Cases

Mannesman Cases においては、ECSCの有する補助金支給権限が、(3) 誤って支給された補助金の返還請求権限を

は考えられないとし、次のように判示した。

に対して補助金を支給した場合、ECSC条約上そのような明示規定が存在しないにもかかわらず、 も含むかについて争われた。 の消費者に補助金として支払われた。この事件において、最高機関が過失なくして受給資格のないスクラップ消費者 クラップの消費に対して課懲金を課する権限を与えられており、このようにして集められた基金は、 輸入スクラップ使用促進補助金システムのもとで、ECSC最高機関は、 最高機関が返還 輸入スクラップ 共同体産のス

請求権限を有するかが問題とされた。共同体司法裁判所は、ECSC条約が全ての場合に関して規定を設けていると

広島法学 率的に運営されるとは考えられないからである。以上のことより、 権限は、 れており、 共同体加盟六カ国において、スクラップの消費者である多数の企業が強制的にこの補助金システムに加入させら 返還請求の権限を含むものと解される。なぜならば、このような権限なくしては、 このようなシステムのもとで、 補助金支払に過誤が発生することは避け難い。 明示的権限は必要とされない(8) それ故、 補助金システムが効 補助金支給の

また同様に、 Advocate-General, Roemer ↔' Fédéchar Case 判決を引用し、 当該判決判旨に従えば、 明示的規定

の存在にもかかわらず、返還請求権限は認められると述べた。

Road Tariff Publication Cases

項に準拠して採択した。共同体司法裁判所は、まず輸送料金の公表を命じる最高機関権限が、第七○条第三項に基づ なすことは禁じられている。最高機関は、 (a) れるかについて判断した。ECSC条約においては、 いて認められるかを検討した。共同体司法裁判所は、 共同体司法裁判所は、Road Tariff Publication Cases 輸送料金の詳細の公表を命じた決定 18/59 を、ECSC条約第七○条第三 第七○条第三項及び第六○条第二項回の比較より、第七○条は 加盟国が輸送料金の格差を生じせしめるような慣行及び実行を において、輸送料金の公表を命じる最高機関権限が認めら

経済政策に関する最高機関権限より黙示的に導き出すことができるかを検討する必要性を認めた。(8) 同体司法裁判所は、 執行的性格を有する決定の根拠規定とはなり得ないと判示したが、(8) 第六〇条第二項回に基づく黙示的権限の存在を否定すると同時に、以下のように述べて一般経済 同時にこのような権限が条約の他の規定又は しかしながら、

共 般

任されているというのは事実であるが、この原則より、 第七○条により輸送に関して適用される一般原則によると、格差の統制及びそれに関する罰則は最高機関に委 料金表又は料金の公表形式を定めるという方法による、

政策に関する最高機関権限より導かれる黙示的権限を否定した。

共同体司法裁判所は、このように黙示的権限法理の存在を認めながらも、 のようなことを規定していない。(※) 先行的統制に関する決定権限を最高機関が有するとは解釈できない。このような権限は例外的なものであり、 盟国の放棄によってのみ認められるものであるが、この事例に関しては、条約は明示的にもまた、 加盟国の明示的意思の不存在を理由とし 黙示的にもこ 加

定権限を認めながらも、当該 Road Tariff Publication Cases において、 的権限を否定した。またそのことにより、共同体司法裁判所は、Fédéchar Case において、最高機関の黙示的価格設 てその適用を否定するという多分に循環的な論法をとることにより、 黙示的権限法理の適用を退け、 運送料金の公表形式の決定というより限定 最高機関の黙示

的な最高機関権限を否定した

(5)

ECSC条約第五八条に関する判例

鉄鋼製品の生産割当の適法性が争われた。原告会社は、ECSC条約第五八条のもとで採択された決定 2794/80 は不 Klockner-Werke AG v Commission of the European Communities におい ては、 ECSC条約第五八条のもとで

(1992)

考慮にいれるかは、委員会によって決定されると判示した。

SCに付与していると判示した。そして第五八条のもとでとられるべき手段において、 能性に影響を与えるのであり、第五七条及び第五八条は、 欧州共同体裁判所はこれに対して、生産割当はいかなるものであっても共同体市場及び輸出の双方における販売可 対外通商に影響を与えるような規則を制定する権限をEC いかなる限度まで対外貿易を

広島法学 16巻2号 共同体司法裁判所は既に検討した Klockner 判決を引用して、原告の主張を退けた。 盟国に留保されており、当該ECSC規則の採択はECSC条約第九五条に基づかずしては不可能であると主張した。 European Communities では、原告会社は、ECSC条約第七三条を根拠に、対外貿易に関する規制権限は共同体加 同様のECSC規則が問題となった Usines Gustave Boel and Fabrique de fer de Maubeuge v Commission of

する黙示的権限を有するのは明かであると考えられる。 以上の判例より、ECSCがECSC条約第五八条に基づいて、対外貿易に影響を与えるような共同体立法を採択

D EECの黙示的条約締結権限法理の適用可能性とその限界

以上の共同体司法裁判所による判例より明かなように、ECSC条約における黙示的権限に関する判例の大部分、

た。これに対して、Klockner Cases 判決以降の一連のECSC条約第五八条に関する判例は、 特に E.R.T.A. Case 判決以前の判例は、その事項的範囲のみならずその適用においても非常に限定されたものであっ 連では、 を対外貿易に対して影響を与える分野においても認めるものであると考えられる。 さらに当該条約規定に基づいて、 非加盟国と条約を締結する黙示的権限をECSCが有しているかが、 しかしながら、本稿の議論との関 より広範な黙示的権限 問題

欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約の締結にあたって、 共同体委員会はEEC条約第一一三条とともに、ECSC条

となる。

約締結にも反対し、

このように、

一一三条に基づいて締結された。

(西谷) 体委員会は当該規定を根拠規定とすることを断念し、当該条約は最終的にはECSC条約第九五条及びEEC条約第 考えられる。 EC条約におけるのと同様の、 しかしながら、 共同体理事会では第五八条を条約締結の根拠規定の一つとすることに反対があり、 対内的権限に基づく黙示的条約締結権限を念頭において、 第五八条を引用したものと

約第五八条および第九五条を根拠規定として、

当該条約の共同体理事会による承認をはかった。

共同体委員会は、

E

共同

EEC 黙示的権限法理・共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 関する権限は、 また第九五条に基づく条約締結は当該条約締結にあたってのみ適用されるものであり、 原則としてこのような条約締結によっては影響されないと考えられる。 当該条約の前文では特に、 加盟国が有する通商政策に

加

盟国のECSC条約第七一条における権限を制限するものではない旨明記されている。(®)

える。

対内的権限たるECSC条約第五八条に基づく黙示的条約締結権限の承認は、

共同体理事会によって否定されたとい

EEC条約と同等の、

欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約の締結にあたっては、共同体委員会が求めた、

加盟国が当事国になるべきであるとの主張もあったが、最終的には共同体委員会の主張が通った。

加盟国の中には第七一条第一項の規定を根拠に、

第九五条に基づく共同体による条

る。 EEC条約が加盟国間の関税及び非関税障壁を撤廃し、 のような状況は、 EEC条約とECSC条約の共同体権限に対するアプローチの違い 対外共通関税を設定することにより関税同盟を成立させ により説明することが でき

しかし、それ以降の物、人、サービス及び資金の自由移動を原則とする

ることに関し条約上に明確な規定をおいた。

手段は共同体機関に委任されている。 共同市場に関しては、 その枠組み (traité-cadre) と手段 したがって、共同市場設立という目的を達成するために必要と考えられるなら (traité de procédure) を示すにすぎず、 その具体的方法及び

ば、 条約締結もその手段の一つに含まれ得る。 また関税同盟確立のためには、 必然的に域外諸国との間の関税協定及

(1992)を当然のものとしていた。 これに対して、ECSC条約は、 石炭及び鉄鋼市場という部分的経済統合を規律し、 戦略的に重要である石炭及び

16巻2号 めに、 条約である。 鉄鋼産業の発展を促しまたそれを統制する高度に規律的な枠組を規定する (traité-loi)、 共同体としての対外的行為を予期していなかった。 したがって、ECSC条約における各種の直接的又は間接的規律権限は、⁽⁸⁾ ECSCの目的を達成するた 主として対内的性格を有する

広島法学

約締結権限には拡大されていないと結論することができる。(%) 国に留保され、 盾することとなる。このように、 条約第七一条において留保された加盟国の通商権限を直接侵害することになり、EEC条約第二三二条の規定とも矛 またそこにおける黙示的権限に関する共同裁判所判例は、主として内部権限においてのみ発展し、 対外的権限に関して規定を有しないECSC条約においては、(※) 条約締結権限は加盟

EEC条約において発達した内部権限に基づく黙示的条約締結権限をECSCに認めることは、

必然的にECSC

E「EEC条約における共通通商政策規定とECSC条約

ECSC条約のもとにおいてのみ規律されているわけではない。 EC条約の成立及びその後の実行により一定の変更を受けており、必ずしも石炭及び鉄鋼に関する対外的通商政策が 結権限法理も適用されるとは考えられてはいないのであるが、ECSC条約が規律する事項に関する対外関係は、 ECSC条約上明示的な条約締結権限を有しておらず、またEEC条約におけるような黙示的条約締 Ε

び鉄鋼に関しする対外的権限を加盟国に留保することは、 ECSC条約の成立した一九五二年七月の段階において、ECSC条約第七一条第一項が規定したように、 十分意味のあることであった。すなわち、石炭及び鉄鍋と

Opinion 1/75

国内通商政策を実行するため、このように限定された共通通商政策の実効性は限定されたものとならざるを得なか これに対して、EEC条約第一一三条により共通通商政策が全ての経済分野において確立されることが予定され

いう二分野に限定した対外的権限をECSCに付与したとしても、加盟国が他の全ての経済分野において対外的及び

(西谷)

げとなる。しかしながら、ECSC条約第七一条第一項が「共同体加盟国政府の通商政策に関する権限は、 はない」と規定するため、EEC条約成立以降、石炭及び鉄鋼分野における対外関係に関する権限が、 鋼共同体を設立する条約の規定、特に構成国の権利及び義務、同共同体の機関の権限に関する規定を変更するもので により影響されない」と規定し、またEEC条約は第二三二条第一項において特に、「この条約の規定は、 るため、石炭及び鉄鋼の分野において加盟国が通商権限を維持することは、 反対にEECが目的とする市場統合の妨 ζį かに EEC 欧州石炭鉄 当該条約

三条における共同体の排他的条約締結権限の範囲内にあるかが問われたが、当該条約はEECのみならずECSC Opinion 1/75 においては、 問題となった OECD Understanding on a Local Cost Standard が、 EEC条約第

ECSC及び加盟国間に分配されるか並びにその法的根拠及び性格が問題となる。

の規律する産品をもその対象とするものであった。 共同体司法裁判所は、 当該意見はEEC条約に関連して条約を締結する共同体権限に限定されたものであると述べ

るとともに、以下のように判示した。

C条約第七一条の規定がEEC条約の発効によって従前の効力を保持するかどうかという問題が存在する。 共同体が当事者である国際的法律行為は可能な限り統一的な性格を有する必要があるという要請より、 ECS しか

35 ながら、 当該規定は、 Ļ١ かなる場合においてもEEC条約第一一三条及び第一一四条を無効とするというもの

16巻2号

このように共同体司法裁判所は、原則としてはEEC条約第一一三条に基づくEECの条約締結権限がECSC産 ではなく、また共通通商政策分野における国際協定の交渉及び締結にかかわる共同体権限の付与に影響を与える

品に対しても敷衍されると判示したのであるが、共同体司法裁判所は、 その後の判例において、ECSC条約とEE

広島法学 (2)France, Italy, United Kingdom v Commission

C条約の関係について Opinion 1/75 で判示した原則を限定的に適用している。

題となった事項に関しては、ECSC条約自体が第四条ににおいて、石炭及び鉄鋼の分野での加盟国と公企業の関係 について、実質的な規定を有していた。 三項に基づき、 るため、第九○条第三項により共同体委員会は命令又は決定を発する権限を有している。共同体委員会は第九○条第 二条―九四条においては、 同体が条約締結権限を有する共通通商政策がいかなる範囲までECSC産品を抱合し得るかとの問題に示唆を与える。 結権限を有する共通通商政策におけるECSC条約とEEC条約の相互関係を明かにする。すなわち当該判決は、共 当該事件においては、公企業に対する加盟国の財政的援助の許容範囲が問題となった。EEC条約第九○条、 France, Italy, United Kingdom v Commission は条約締結権限に直接関連するものではないが、EECが条約締 加盟国と公企業間の財政上の透明度に関するEEC指令 80/723 を発した。ところで、この事件で問 共同市場での競争に悪影響を与えるような国家援助は禁止されており、 当該目的を達成す

C条約が規律する産品には適用され得ず、EEC条約の共通通商政策には含まれ得ないと判示した。 いう二つの抵触する規定が存在する場合において、EEE条約第二三二条第一項が存在する故、EEC条約はECS 共同体司法裁判所はEEC条約第九二条及び第九〇条第三項に基づくEEC指令 80/723 とECSC条約第四条と

(3)Gerlach v Minister for Economic Affairs

(西谷) 条約の特別規定を構成し、ECSC条約に規定があるか又はECSC条約に基づいて二次的立法が採択された場合、 事会規則 2779/78が、ECSC産品にも適用されるかが問題となった。共同体司法裁判所は、ECSC条約はEEC Gerlach v Minister for Economic Affairs おいては、EEC条約に基づいて採択された反ダンピング税に関する理

EEC 黙示的権限法理・共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 Deutsche Babcock Handel GmbH v Hauptzollamt Lubeck-Ost

二次的立法である勧告においても、明示的にその旨明かにされていると判示された。

EEC条約はECSC産品に対しては適用されないと判示した。またこのことは、ECSC条約のもとで採択された

で採択された二次的立法は、共通関税及びその適用に関する規則を含んでいるが、より一般的な関税法に関する規定 /79 がECSC産品に対しても適用されるかどうかが問題となった。共同体委員会によると、ECSC条約及びそこ Deutsche Babcock Handel GmbH v Hauptzollamt Lubeck-Ost においては、共通域外関税に関するEEC規則 1430

したがって、このような規定を欠いている分野に対してEEC条約及び規則 1430/79 が適用され得る

ではないと述べるとともに、EEC条約第二三一条第一項の意味するところは、ECSC条約規定又は当該条約に基 共同体司法裁判所は、EEC条約はECSC条約とは異なり特定の産品にその事物的管轄権を限定されてい るわけ

と主張された。

を欠いている。

た規則がECSC産品に対しても適用され得るということであると述べた。 づいて採択された規則によって規律されていない限度において、EEC条約の規定及び当該条約に基づいて採択され このように、EEC条約の共通通商政策は一般的にECSC条約の規律する産品についても適用され得るのである EEC条約における共通通商政策規定適用の限界と排他性

広島法学 16巻2号 (1992)38 法理論としてはEEC条約第一一三条をECSC条約又は当該条約に基づく二次的立法が存在しない分野における条 く案並びにECSC条約第五八条及び第九五条に基づく案の二つを提出した。共同体理事会は、ECSC条約第五八 約を交渉する排他的委任を受けた。共同体委員会は、 条に基づく黙示的条約締結権限の採用を認めず、ECSC条約第九五条のみに基づく条約締結を決定したのであるが、 欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約の締結にあたって、 理事会の承認を受けるにあたり、EEC条約第一一三条に基づ 共同体委員会は理事会より、合衆国政府と当該条

CSC産品に関して加盟国の条約締結権限が認められ得ない故であり、共同体の条約締結権限の排他性が認められる。 された加盟国の権利を持ってしても、 このように、 ることには変わりはなく、ECSC条約第九五条に基づく共同体による条約締結もまたECSC条約が適用されるE(Բ) ECSC製品に関してEEC条約第一一三条が適用された場合においても、このような条約締結権限が排他的であ 対外的権限に関する限り、ECSC条約第七一条第一項及びEEC条約第二三二条第一項によって留保 共同体の条約締結権限を制限する事はできないと考えられる。

第九五条に基づいて、 約締結権限規定とし、

共同体の条約締結権限を認めることも可能であったと考えられる。

またECSC条約又は当該条約に基づく二次的立法が存在する分野においては、ECSC条約

必要とされ、そこにおいては当然のことながら共同体条約締結権限の排他性は認められない。 権限を有する限度においてものみ適用されるのであり、 かしながら、このような石炭及び鉄鋼産品に関する共同体の排他的条約締結権限も、 このような範囲外の条約の締結にあたっては混合協定手続。 当然EEC又はECSCが

と条約締結権限の対応関係を明かにしていると考えられる。(※)

このような協定は、

EECにおけるのと同様に、共同体委員会により交渉されるが、

EECとは異なり、

共同体

理

四 欧州原子力共同体

A 明示的条約締結権限

(1)

般的協定及び契約

を有すると規定することにより、 権限を有する」と規定する。第一○一条は、Euratom は、その権限及び管轄権の範囲内において条約を締結する権限 ては三条約中最も体系だった規定を有している。条約締結についての一般的規定である Euratom 条約第一〇一条は、 の対外関係について規定する。条約締結権限に関しては第一〇一条―第一〇六条に規定をおき、 共同体は、 Euratom 条約は、EEC条約と同様の文言で、Euratom に法人格を与えており、また第X章において特に Euratom その権限及び管轄権の範囲において、第三国、 EEC条約において判例によって明かにされた黙示的権限法理と同様の、 国際機構又は第三国の国民と、協定又は契約を締結する 条約締結権限に関し 内部権限

事会によってではなく、理事会の承認に基づき委員会により締結される(同条第二段)。また、その適用において共同体 締結される 理事会の行為を必要とせずかつ Euratom 関係予算内において実行され得る協定は、共同体委員会単独により、 Euratom 条約は、 (同条第三段)。 第一〇三条において加盟国が締結しようとする条約の Euratom 条約規定への適合性、 すなわち、

加盟国条約締結権限の共同体条約締結権限への適合性について規定し、このような判断は、第一次的には共同体委員

締結することはできないと規定する。 条第三段)。そして、共同体委員会による承認、又は、共同体司法裁判所による決定を得ずして、 会によってなされ(第一○三条第二段)、第二次的には共同体司法裁判所の決定(Ruling)によってなされる(第一○三 加盟国は当該条約を

結規定を有する。 Euratom 条約は、混合手続協定の締結に関する明示的規定を有し、またEEC条約第二三八条と同様の連合協定締 (2)混合協定及び連合協定

広島法学 ており、 において問題となった条約は、IAEAのもとで共同体の参加なしに加盟国のみによって締結されることが予定され Ruling 1/78 において、共同体司法裁判所は、Euratom 条約における混合協定手続について判示した。 加盟国が当該条約を締結する権限を有することに関して争いは存在しなかった。当該条約は、放射性物質の 当該事件

であり、共同体の参加によってのみ加盟国の条約締結は認められると判示した。 れ、また同時に共同体も管轄権を有すると判断し、したがって、Euratom 条約上、共同体の当該条約への参加は必須 一〇二条に基づく混合協定手続による締結を求めた。共同体司法裁判所は、当該条約は、一部加盟国の管轄権に含ま

輸出入に関して規定していたため、共同体委員会は、

加盟国とともに Euratom も参加する必要があると判断し、

第

Euratom 条約は、第一九九条─第二○一条において、EEC条約第二二九条─第二三一条と同様に、Euratom と

(3)

国際機構との協定

他の国際機構との協力について規定する。Euratom は、第一九九条に準拠して、ILO及びIAEAと協定を締結し、 また第二○○条に準拠して、欧州理事会との間で実体的権利義務を含まない協力協定を締結している。 このように、民生用原子力物質の輸出入を管理し、アメリカ及びイギリスと比較して遅れていた原子力産業を共同

(西谷)

В

対外的権限の排他性

を有し、共同体が明示的条約締結権限を含む広範な対外的権限を有する。 体に高度の権限を認めた Euratom 条約は、対外関係に関しECSCはもちろんEECと比較しても統合された機構

非常に限定された分野においてではあるが、そこでは共同

体という単一主体によって発展させるという目的のため、

Euratom への適用 法的性格が問題となる。条約及び契約を締結する Euratom 権限の排他性の存否は、Commission v France 及び Ruling 以上のように、Euratom 条約においては明示的条約締結権限が認められるのであるが、このような条約締結権限の

1/78 において、共同体司法裁判所によって判断された。

共通通商規定の ECSC・ ての使用者が原鉱及び原子力燃料の定期的及び平等な供給を受けることを保障する」としている。そのため、Euratom 条約は第V草に詳細な規定をおいており、原子力燃料の購入などの実際の業務は共同体委員会の監督のもとに活動し、

Euratom は原子力分野における加盟国間の協力を達成するために設立され、Euratom 条約は、「共同体における全

定していた。 独立した予算及び加盟国の国内法上の法人格を有する供給公社 (Supply Agency) によって排他的になされることを予

Commission v France において、フランスは Euratom 条約第七六条はすでに失効しており、そのため加盟国は共

が可能であると主張した。 同体の下部機関たる供給公社に通知することなく、第三国と原子力物質の供給に関して条約又は契約を締結すること これに対して、共同体司法裁判所は、原子力物質の供給は Euratom 全体において統一されていなければならず、

EEC 黙示的権限法理 このような権限は Euratom 及び供給公社の排他的な権限に含まれると判示した。

Ruling 1/78 以祭らいは、Draft Convention of the International Atomic Energy Agency on the Physical

(1992)に係わる規定、特に草案第四条の取扱いが問題とされた。共同体委員会は、Euratom の参加が適当であるのみならず 草案の規律する大部分の事項に関しては、Euratom 加盟国が権限を有していると考えられたが、原子力物質の輸出入 Protection of Nuclear Materials, Facilities and Transports に参加する Euratom 権限が問題となった。

広島法学 16巻2号 約と同様に「その規定する事項内において統一的な経済地域を確立しようとする。……この範囲内において、 及び供給公社は共同体の名においてその排他的権限を行使することが求められている」と判示した。 必要であると主張し、 共同体司法裁判所は、 加盟国は Euratom の参加を得ずして第四条を締結する権限を有していないと主張した。 当該事件においても Commission v France と同様の立場をとり、Euratom 条約はEEC条

権限を拡大するものであり、多くの点で一九八五年のルクセンブルグ合意に類似したものであった。 事会に対して第77章の改正提案を行った。これらの改正提案は、 改正を要求した。 るこのような判決に対して、フランスは、 ところで、平和的目的のための原子力物質の供給という分野に限定されるとしても、 加盟国及び共同体機関による数年の検討の後、 供給公社の排他的権限を規定する Euratom 条約第Ⅵ章、 つまるところ、Euratom の権限を制限し、 共同体委員会は、一九八四年以来数度にわたって理 加盟国の対外的権限を制限す 特に第七六条の 加盟国

結実行という図式は Euratom においてもあてはまる。

このように Euratom においても、

約に関して述べた、共同体法理論上の条約締結権限の排他性と混合協定の多用による排他性適用の制限という条約締

EECと同様の条約締結権限の排他性が認められる。

しかしながら、

EEC条

るものであったが、一九八四年の欧州議会での決議以来正式には取りあげられていない。 またこの改正案は、Euratom 条約の発効以降共同体の実行で発達した域内供給政策の排他性の放棄を条約上も認め

С EEC条約における共通通商政策規定と Euratom

ECSC条約の場合と同様に、

EEC条約における共通通商政策がい

かなる範囲まで Euratom 条約に適用される

欧

(西谷) 条約に関してはEEC条約第二三二条第二項において、「本条約の規定は欧州原子力共同体を設立する条約の規定に抵 石炭及び鉄鋼共同市場の運営に関して同条約に定める規則を変更するものではない」と規定するのに対し、Euratom 州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の規定、 かが問題となる。 EEC条約は、ECSC条約に関してEEC条約第二三二条第一項において「本条約の規定は、 特に構成国の権利及び義務、 同共同体の機関の権限に関する規定、 並びに

触するものではない」と規定する。

は、 は 原則として Euratom 産品にかかわるこれらの公企業にも適用されることについては争いはなかった。 は加盟国と公企業間の財政的関係に関する規定が存在せず、それ故、 公企業に対する加盟国の財政的援助の許容範囲が争点となった France, Italy, United Kingdom v Commission 当該指令が適用されない旨が明かにされている。しかしながら、この事件では両当事者間でも、Euratom 条約に 問題となったEEC指令 80/723 第四条において特に Euratom 条約の規律する産品にかかわる公企業に関して EEC条約第九○条及び第九二条 第九四条が で

得ると考えられており、 共同体はEEC条約に基づいて Euratom 条約が規律する産品に係わる条約を締結することが可能であると考えられ 以上からも明かなように、 問題とされる事項が当該分野に抱合され、Euratom 条約の規定と矛盾しない限度にお EEC条約における共通通商政策は Euratom 条約が規律する産品に対しても確立され

る。

五結

語

定のECSC条約及び Euratom 条約産品に対する適用により拡大されている。 条が適用されるとしても、 条約締結権限法理の適用が必要とされないような明示的条約締結権限を条約上有していると考えられる。また、 結権限法理は、 統合され、 示的条約締結権限は認められなかった。 Euratom もまた、特定分野における活動を目的として設立されたが、 結権限にも差がある。 ような黙示的条約締結権限法理による共同体権限の拡大と同時に、 における明示的条約締結権限に関する規定の不存在を考慮するならば、ECSC条約産品に対しEEC条約第一一三 EEC 広範な内部権限とともにそれに対応する明示的条約締結権限を有する。EEC条約における黙示的条約締 ECSC及び Euratom 判例により一九七〇年以降発達してきたものであるが、ECSC条約に対する適用は、 ECSCは、 困難なものがあり、実行及び判例においても認められていない。Euratom は他方、 特定分野における活動を目的として設立され、 の各共同体は、 その統合の程度を異にし、 共同体の条約締結権限はEEC条約の共通通商規 また共同体に与えられた明示的条約締 広範な内部権限を有するものの明 ECSC条約 黙示的 高度に この

約締結権限理論のECSC条約における適用可能性とともに、共同体条約締結権限適用の実行に特に注意しなければ 固定的なものではない。 盟国による国家主権の維持をその主たるもとする、 続の多用により、 かしながら、 共同体の条約締結権限及びその排他的範囲は限定されたものとなっている。 実行においては、 したがって、 明示的条約締結権限及び黙示的条約締結権限法理の限定的解釈並びに混 将来にわたって共同体の条約締結権限の範囲を明確化するためには、 政治的動機に基づく解釈にその基礎をおくものであり、 このような限定は、 必ずしも 黙示的条 加

- 1 Meersch, W.J., ed, Droit des Communauté européennes (1969) 107, at 109. 例えば、Pescatore, P., "Les Communautés européennes en tant que personnes de droit international", in Ganshof van der
- (2) 大谷良雄「ヨーロッパ共同体の対外的権能」国際法外交雑誌(一九七六)第七五巻五三五頁、五四四-五四七頁。
- (∞) Case 6/64, [1964] ECR 585 at 593.
- (4) Commission of the European Communities v Council of the European Communities (E.R.T.A. Case), Case 22/77, [1971] ECR 2871参照。 ECR 263 at 274. ₩ &' Cornelis Kramer and others, Joined Cases 3, 4, and 6/76, [1976] ECR 1297 at 1308; Opinion 1/78, [1979]
- (5)E.R.T.A. Case, ibid; Corneris Kramer Cases, ibid; Opinion 1/76, [1977] ECR 751. 国際法人格と黙示的権限に関し、拙稿 Cの黙示的条約締結権限」一橋論叢(一九八六)第九五巻第五巻、七一四頁、七一四―七一八頁。

EE

- (6) その他、共同体発効旅券に関する条約に関し、Protocol on Privileges and Immunities of the Communities 1965 第七条第二項 限とは区別されるため、本稿では必要な場合を除き、特にふれない。同様の規定はECSC条約第九五条及び Euratom 条約第二 約締結権限が含まれ得ると考えられる。しかしながら、この規定は全く新たな権限に係わるものであり、明示的権限及び黙示的権 参照。また、第二三五条によって、条約に規定のない場合適当な措置をとることが認められているが、この「適当な措置」には条 ○三条にも存在する。
- (7) Single European Act 1986第八条による改正。
- 8 H.G., eds, International Organization and Integration (2nd ed 1982), vol II.A., 3a, 127; Dauses, M.A., "Die Beteilingung der que européenne dans les relations internationales 133; Mae, A., "La Communauté européenne, les organisations intergouver européeennes aux conventions multilateraux", [1975] AFDI 903; Jaque, J.O., "La participation de la Communautés économi rapports entre la CEE et les organisations internationales", (1972) 15 RMC 636; Kovar, R., "La participation des communutés Europan Community, International Organisations and Multilateral Agreements (1977); Le Tallec, G., "Quelques aspects des nementles et les accords multilateraux", [1977] RMC 395; Kapteyn, P.J.G., Kooijmans, P.H., Lauwaars, R.H., & Schermers, 共同体のこの分野における活動に関しては、共同体委員会の年次報告書、Annual Reports of the Commission を参照。

- Europäischen Gemeinschaften an multilateralen Völkerrechtsuber einkommen", [1979] Europarecht 138
- 9 juridiques communautaires de l'aide alimentaire aux pays en voie de développement", [1974] CDE 623 passim)° 連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)及び世界食糧協力機関(WFAP)と締結した多数の協力条約は、加盟国の権利又は義 務に影響を与えるため、第二二九条に基づかず、第一一三条、第一一四条及び第二二八条に準拠している(Marenco, O., "Bases 協力を定める以上の条約を締結する際には、第一一一条及び第一一三条に基づきかつ第一一四条の手続に準拠する。EECが、国 し、条約は第二二九条ではなく第二二八条の手続に基づいて締結された。また、EECがGATTとの間に、単なる行政的性格の ILOとの間にEECが協力条約を締結した際には([1985] OJ L 52)、理事会は通常の条約締結手続に基づくべきであると主張
- <u>10</u> 五五〇頁参照 大谷良雄「ヨーロッパ経済共同体における国際協定の効力」経済法(一九七七)第二〇巻、三〇頁、三二頁、大谷、 前出註二、
- 11 relations extérieures des Communautés européennes", (1961 II) 103 Recueil des Cours 1 at 115-120; Costonis, J.J., "The Treaty-Making Power of the E.E.C.", (1968) 5 CMLRev 421 at 428 Mégret, J., "Formes et effets des accords internationaux passés par la C.E.E.", (1965)8 RMC 19 passim; Pescatore, P.,
- (의) E.R.T.A. Case, [1971] ECR 263 at 280 et seq.
- 13 例えば、理事会に関し、ibid, 271, 委員会に関し、ibid, 269—280及び279—280参照
- (4) 拙稿「EECの黙示的条約締結権限」、前出註五参照。
- 15 [1971] ECR 263 at 275, para 24 and at 280, para 74. 共同体の第七五条に基づく権限については、Opinion 1/76, [1977] ECR
- <u>16</u> J.V., "Compétence internationale et compétence interne de communautés", [1972] CDE 479 at 482 dans les domaine des politiques communes et l'arrêt de la Cour de justice du 31 mars 1971", [1972] CDE 127 at 151-152; Louis économique européenne", [1971] Integration 79 at 87; Ganshof van der Meersch, W.J., "Les relations extérieures de la CEE affaire 22/70", [1971] RTDE 796 at 800-801; Raux, J., "La Cour de justice de Communauté et les relations extérieures de E.R.T.A. Case, [1971] ECR 263 at 274. 戦だ、Constantinesco, L.J., "Note sous l'arrêt de la Cour du 31 mars 1971 dans l' C.E.E.", [1972] RGDIP 36 at 59-62; Waelbroek, M., "L'arrêt A.E.T.R. et les compétences externes de la Communauté

- 18 [1977] ECR 741 at 755
- 19 ECR 1355 at 1363)° 共同体裁判所は、すでに Opinion 1/75において、共通規則の制定に先立って条約が締結される可能性を示唆している([1975]
- $\widehat{20}$ E.R.T.A. Case, [1971] ECR 263 at 275, para 19%照9
- 21 munauté européenne", [1978] CDE 527 at 537—538 and 544; Groux, J., "Le parallelisme des compétences internes et externes ただし、Kovar, R., "La contribution de la Cour de justice au developpement de la condition internationale de la
- de relations internationales et de conclusions d'accords", [1970] AFDI 783 at 805; Kapteyn, P.J.G., and Van Themaat, P.V., R., "La mise en place d'une politique commerciale commune et les compétences des Etats membres de la C.E.E. en matière Pescatore, P., "Les relations extérieures des Communautés européennes", (1961 II) 103 Recueil des Cours 1 at 89; Kovar,
- 23 [1975] ECR 1355 at 1362—1363

Introduction to the Law of the European Communities (2nd ed 1989) 773

EEC 黙示的権限法理・共通通商規定の ECSC・Euratom への適用 (西谷)

- <u>24</u> Opinion 1/75において示された明示的権限の排他性の根拠は、共同体裁判所がE.R.T.A. Case において黙示的条約締結権限に関 て示した理由と同様のものであった([1971] ECR 263 at 276, para 31)。
- 25 [1975] ECR 1355 at 1364.
- 26 Ibid, 1362
- 27 28 ただし、Opinion 1/78, [1979] ECR 2871 at 2917, para 59参照' Ibid, 1364.
- 29 [1971] ECR 263 at 275-276
- 30 Ibid, 274, paras 17—18
- 31 Ibid, para 31
- Case 61/77, [1978] ECR 417 at 448, para 64. 回旬'Commission v United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland.

Case 32/79, [1980] ECR 2403

Pescatore, supra at note 11, at 105

33

- 34
- Euratom 条約第一〇二条。また Ruling 1/78, [1978] ECR 2151 at 2178参照
- 及び条約に加盟することを約する」と規定する。 第二項は、「新たに加盟する国は、この条約に規定された条件に従って、原加盟国及び共同体の一によって共同して締結された合意 ただし、Act concerning the Condition of Accession and the Adjustments to the Treaties 1972 ([1972] OJ L 73/14) 第四条
- 36 づく条約並びに国連海洋法条約は、混合協定手続による。 例えば、共同体の締結した Lomé Convention を含む大部分の連合協定、GATT協定のような第一一一条及び第一一三条に基
- 37 Opinion 1/76 における共同体条約締結権限は、黙示的権限法理により認められた。
- 38 [1977] ECR 741 at 756
- $\widehat{40}$ 39 ただし、Agreement establishing an European Laying-Up Fund for Inland Waterway Vessels 第四条。
- [1977] ECR 741 at 756
- 41 Ibid, 756-757
- いた。 Opinion 1/78, [1979] BCR 2871. Opinion 1/78においては、EECの条約締結権限は明示的にEEC条約において認められて
- 43 を比較。また、Mégret. J., "Le pouvoir de la CEE de conclure des accord international", (1964) 7 RMC 529 at 531 and 535参 Opinion 1/78, [1979] ECR 2871 at 2918, para 60. ただし、Opinion 1/75, [1975] ECR 1355 at 1364及びOpinion 1/78, ibid
- (\(\frac{\pi}{a}\)) Ehlerman, C.-D, "Mixed Agreements: A list of Problems", in O'Keefe, D. and Schermers, H.G., eds, Mixed Agreements (1983)
- 45 EEC条約第二一○条及び Euratom 条約第一八四条は、法人格に関し、「共同体は、法人格を有する」と規定する。
- 46 de Communauté européenne du charbon et de l'acier", in Actes officiels du Congrés international d'études sur la Communauté Reuter, P., La Communauté européenne du charbon et de l'acier (1953) 119 et seq; de Soto, J., "Les relations internationales

européenne du charbon et de l'acier (1958), vol III, 191 at 197; Mathijsen, P.S.R.F., A Guide to European Community Law (3rd ed 1980) 199

- (47) 前述、二 欧州経済共同体、A 法人格規定参照。
- 48 共同体の実行に関して、Halsbury's Law of England (4th ed 1986) paras 9.98参照。
- 49 Agreement of Co-operation between the ILO and the ECSC, [1953] JO 167
- 50 前述、二 欧州経済共同体、B 明示的条約締結権限、(3) 国際機構との協定参照。
- ECR 292 Fédération Charbonnière de Belgique v High Authority of the European Coal and Steel Community, Case 8/55, [1954—1956]
- 52 Ibid, 299—300 Ibid, 299
- 55 8/57, [1958] ECR 245 Ibid, 254 et seq Groupement des Haunts Fourneaux et Acièries Belges v High Authority of the European Coal and Steel Community, Case
- 56 ∜° Advocate-General, Lagrange, ibid, 288 et eq; Mann, C.J., The Function of Judicial Decision in European Economic Ibid, 253 しかしながら、このようなアプローチは、*Fēdēchar Case* 判旨([1955—1956] ECR 292 at 298—299)とは全く逆のものであっ
- 58 ECR 113. Mannesman AG and others v High Authority of the European Coal and Steel Community, Joined Cases 4/59—13/59, [1960]

Integration (1972) 256 et seq 参照。

- (5) Ibid, 131.
- (%) Ibid, 141—142
- 325尽多 Government of the Kingdom of the Netherlands v High Authority of the European Coal and Steel Community, Case Government of the Italian Republic v High Authority of the European Coal and Steel Community, Case 20/59, [1960] ECR

- 62 Law in European Integration (1965) 153 et seq. この事件の背景に関し、Lister, L., Europe's Coal and Steel Community (1960) 374—375及び Scheingold, S.A., The Role of
- (63) ECSC条約第四条第6項。

25/59, [1960] ECR 355

- (4) [1959] JO 287.
- (语) [1960] ECR 325 at 336及5 [1960] ECR 355 at 371—372.
- (6) [1960] ECR 325 at 336及び [1960] ECR 355 at 372
- (6) [1960] ECR 325 at 336—337及び [1960] ECR 355 at 372—373.

[1960] ECR 325 at 338及び [1960] ECR 355 at 373.

(②) Case 119/81, [1982] ECR 2627.

68

- (≅) Ibid, at 2643—2644.
- 71 ECR 1451 at 1485 para 39 et seq° Ibid, at 2652, para 21 et seq. 恒恒′ Klockner-Werke AG v Commission of the European Communities, Case 224/81, [1983]
- Case 76/83, [1984] ECR 859. Ibid. 恒恒' Ferriere San Carlo SpA v Commission of the European Communities, Case 235/82, [1983] ECR 3494°
- には、協議会の全会一致の同意を得かつ諮問委員会に諮問した後、決定又は勧告を採択することができる」と規定する。 目的の一を達成するため最高機関の決定又は勧告が必要であることが明かであるにもかかわらず、当該条約が規定をおかない場合 ECSC条約第九五条第一段は、「石炭鉄鋼共同体において、第五条に従って、第二条、第三条及び第四条で定められた共同体の
- (75) 前出註七一参照。
- ローチは、厳格な黙示的権限法理というよりは、 Fédéchar Case, Belges Case 及びMannesman Cases は、 法律又は条約の解釈原則としての有効性原則に基づくものであるように思われる。 確かに黙示的権限に関する判例ではあるが、 共同体司法裁判所のアプ
- States, [1982] OJ L 307/12. Agreement concerning Trade in Certain Steel Products between the Erupean Coal and Steel Community and the United

- 78 ECSC産品に対するEEC条約第一一三条の適用に関しては、 後述、 Ε EEC条約における共通通商政策規定とECSC条
- 80 79 1982 OJ L 307/11. 共同体理事会と共同体委員会の交渉過程は、筆者が一九八九年八月にブリュッセル共同体委員会事務局で行った調査に基づく。
- 用 (忌) Reuter, P., Organisations européennes (2iéme ed 1970) 188
- 82 投資及び財政的援助に関し第五四条 ─第五六条、生産割当に関し第五七条─第五九条及び価格統制に関し第六○条以下を参照。
- (8) ECSC条約第二条及び第三条。
- 84 ただし、第九三条及び第九四条。
- [1961] ECR 1 at 44—45 De Gazameinlijke Steenkdenmijen in Limbourg v High Authority of the European Coal and Steel Community, Case 30/59,

86 den", in Actes officials du Congrés international d'études sur la Communauté européenne du charbon et de l'acier (1958), vol (1953) 116—140; Wengler, W., "Die Völkerrechtliche Stellung der Montanunion gegenüber dritten Staaten und Staatenverban-Le droit de conclure des traités internationaux (1951) 156; Reuter, P., La Communauté européenne du charbon et de l'acier は関係なく、ECSC条約において内部的権限と条約締結権限の対応関係が存在すると主張する説も存在する。例えば、Huber J., III, 7 at 42, and 330—331. Contra, Hartley,T.C., The Functions of European Community Law (1981) 165. また、EEC条約における黙示的権限判例と

- (8) Euratom 条約に関する第二三二条第二項と比較のこと。
- 88 Opinion 1/75, [1975] ECR 1355 at 1365. ただし、これは obiter dictum である。
- (%) Joined Cases 188—190/80, [1982] ECR 2545.
- (S) [1980] OJ L 195/35
- 91 Ibid, 2580. 当該事件ではEEC指令 80/723 がECSCの規律する産品に適用されないことについては当事者間におい その旨の明示的規定が当該指令に存在しないことが、当該指令の効力にいかなる影響を与えるかが問題となった。

が

(%) Case 239/84, [1985] ECR 3507.

- (3) [1978] OJ L 333/5.
- 94 to Recommendation 3018/79/ECSC of 21 December 1979. Seventh recital in the preamble to Recommendation 77/329/ECSC of 15 April 1977 and in the 27th recital in the preamble
- (\$) [1985] ECR 3507 at 3517
- (%) Case 328/85, [1987] ECR 5119.
- (5) [1979] OJ L 175/1.
- (%) [1987] ECR 5119 at 5122—5123
- (\$) Ibid, at 5138—5140.
- (室) [1982] OJ L 307/12.
- 101 三としては、この委任を行うにあたって、共同体理事会はECSC条約の規定はもちろんのことEEC条約の規定をも根拠規定と あり、加盟国によってではないという点である。第二に、交渉権限は共同体委員会に「排他的」に付与されたという点である。第 ってあげることをしなかった点である。 Bull. EC 7/8-1982, 1.1.2. ここで注意しなければならないのは、第一に当該委任は共同体機関たる理事会によってなされたので
- (≅) [1982] OJ L 307/11.
- (III) 二 欧州経済共同体、D 条約締結権限の排他性参照。
- (≧) Opinion 1/75, [1975] ECR 1355 at 1365
- 106 105 ただし、共同体の排他的条約締結権限が認められない分野においては、混合協定手続も援用されない (Ehlerman, supra note 44 例えば、東京ラウンドにおいて締結された貿易に対する技術障壁協定及び民間航空機協定は、加盟国が共同体とともに締結した。
- (⑪) Euratom 条約第一八四条。

at 6 and 8)°

108 England (4th ed 1986) paras 10.14–10.65; Weilemann, P., Die Anfänge der Europäischen Atomgemeinschaft (1983); Hahn, H Euratom 是関し、Lenaerts, K., "Nuclear Border Installations: A Case Study", (1988) 13 ELRev 159; Halsbury's Law of "Euratom: The Conception of an International Personality", 71 Harv L Rev 1001 (1958).

- 109 在していた。前出註八五参照 内部権限と条約締結権限の対応関係は、E.R.T.A. Case において初めて主張された概念ではなく、ECSC条約発足当時より存
- 110 vol II. A, 2, 42—43 参照。Euratom が締結した多国間条約の分析について、Dauses, H., "Die Beteiligung der EG an multilateralen Euratom が、第一○一条に準拠して締結した条約の例として、supra at note 8, International Organization and Integration
- $\widehat{\mathbb{I}}$ Euratom 条約第一〇三条第三段。Ruling 1/78, [1978] ECR 2151 at 2178—2179

112

Euratom 条約第一〇二条。

- 113 C条約第二三八条における欧州議会の権限を拡大したが、Euratom 条約第二○六条については、何ら規定を有しない。 Euratom 条約第二〇六条。当該規定は、EEC条約第二三八条と実質的に同文言である。Single European Act 1986 は E
- 114 [1978] ECR 2151 at 2178, para 31
- 115 (Euratom) of 26 January 1961, [1961] JO 473/61 Agreement for Co-operation between the International Labour Organisation and the European Atomic Energy Community
- 116 Co-operation Agreement between the IAEA and the European Atomic Energy Community, [1975] OJ L 329/28
- 118 117 Supra at note 8, International Organization and Integration, vol II, A,2,76物監。川 Case 7/71, [1971] ECR 1003 (3) 国際機構との協定及び三 欧州石炭鉄鋼共同体、B 明示的条約締結権限、 (2) 欧州経済共同体、B 国際機構との協定参照。 明示的条約締結権
- 119 [1978] ECR 2151
- 120 Euratom 条約第二条(d)。
- 121 Euratom 条約第五四条第一項。
- 122 amended [1975] OJ L 193/37 against the supply of ores, source materials and special fissile materials, [1950—1962] OJ English Special Edition 46 the Supply Agency of the Euratom Atomic Energy Community determining the manner in which demand is to be balanced ただし、実行においては、共同体非加盟国との輸出入を除く、共同体市場内における供給政策の自由化が行われている。

53

- (図) [1971] ECR 1003 at 1007—1010.
- (≅) Ibid, 1018—1019
- (監) [1978] ECR 2151 at 2157—2165 (監) Ibid, 2171.
- (四) 二 欧州経済共同体、E 混合協定手続参照。
- 130 129 128 Treaty, Chapter VI: New Hopes or False Dawn?", (1983) 20 CMLRev 473 at 485 et seq 参照" Joined Cases 188-190/80, [1982] ECR 2545. 当該判決は、主としてECSC条約との関連において議論されたものである。 Bull.EC 5-1984, 2.1.183. 最後の共同体委員会改正提案について、[1982] OJ C 3340/4参照。第11章の改正提案の詳細について、Allen, D., "The Euratom

132

これに対して、ECSC条約又はそこにおける二次的立法が規律する事項に関しては、

ECSC条約が排他的に適用される。

Ξ

131

[1980] OJ L 195/35.

- 133 欧州石炭鉄鋼共同体、E「EEC条約における共通通商政策規定とECSC条約参照。 欧州共同体と合衆国間の鉄鋼条約締結においては、このようなアプローチは、共同体理事会によって明確に否定された。
- ド大学ロー・スクールの御好意により、Lexis 及び West Law を使用させて頂きました。ここに重ねて御礼を申し上げます。 行った調査研究に基づいている。この滞在を可能とした日米教育委員会また同地においてお世話になったハーバード大学ロー・ スクール、ロー・スクール図書館及び International Legal Studies 図書館のスタッフの方々に感謝の意を表します。ハーバー 小稿は、 フルブライト若手研究員プログラムにより、平成三年八月―六月にかけて、ハーバード大学ロー・スクールにおいて